総務産業委員会報告書

令和7年5月23日

備前市議会議長　西　上　徳　一　様

委員長　森　本　洋　子

令和7年5月23日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	審査結果	少数意見
報告第２号　専決処分(専決第５号　備前市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第３号　専決処分(専決第６号　備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第４号　専決処分(専決第７号　備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第５号　専決処分(専決第８号　備前市美術館条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第６号　専決処分(専決第９号　残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更)の承認を求めることについ	承認	なし
報告第７号　専決処分(専決第10号　備前焼ミュージアム新築工事の請負契約の変更)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第８号　専決処分(専決第11号　旧アルファビゼン第Ⅱ期改修工事の請負契約の変更)の承認を求めることについて	承認	なし

総 務 産 業 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和7年5月23日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午後1時00分	開会　～	午後1時47分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第2回臨時会）の開催		
出 席 委 員	委員長	森本洋子	副委員長	丸山昭則
	委員	尾川直行		石原和人
		山本　成		松本　仁
		内田敏憲		
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	西上徳一		
傍　聴　者	議員	なし		
	報道	あり		
	一般	なし		
説　明　員	市長公室長	河井健治	日本遺産・観光担当部長	桑原淳司
	備前市美術館総務担当課長	片岡英史	備前市美術館学芸担当課長	林　順一
	総務部長	石原史章	税務課長	星尾雄二
	産業建設部長	梶藤　勲	都市計画課長	井上哲司
	建設課長	岡村　悟		
	文化スポーツ部長	竹林幸作	生涯学習課長	川淵裕之
審 査 記 録	次のとおり			

午前１０時０８分　開会

○森本委員長　ただいまの御出席は７名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

********** 報告第２号の審査 **********

報告第２号専決処分（専決第５号備前市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第２号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員　この条文見ても、全国的な話だからそう問題じゃないと思うけど、１点目が妥当な条例改正なのか、国が決めとることだから従わざるを得ないけど、その点と、改正後で最高出力が４．０キロワットという説明になっとるけど、現実、市民に対してどういう影響が出てくるのか。

○星尾税務課長　今回の備前市税条例の改正につきましては、主な改正点が、排ガス規制に基づいて新たに今年１１月以降は今の原付５０ccが製造できなくなることになりました。

それに基づいて、今現在５０ccですけれども、１２５cc以下で最大出力４．０キロワット未満の新たな新基準の原付バイクがこの４月１日より造られるようになります。それが今までと同じ５０ccの原付バイク年税額２，０００円ですけど、その１２５cc以下の最高出力４．０キロワット以下のバイクにつきましても現在と同じ２，０００円の税率でしましょうという国の制度改正に基づいて税条例を改正するものでございます。

○尾川委員　税収には変わりはないのか。安くなったり高くなったりすることはないのか。

○星尾税務課長　原付が今２，０００円なので、それと同じ基準の金額２，０００円でいくということなので、税収としては変わりないと思っております。

○尾川委員　台数的にはどういう影響が出ると見ているのか。

○星尾税務課長　新しい基準のバイクが、今年４月１日以降に製造が開始されるわけでございまして、令和７年度については４月１日時点ではまだその新しい基準のバイクは登録がないので、来年度以降新たに課税されるようになろうかと思います。

○石原委員　ここでは原付、小型、それから小型バイクに関するものが改正されるだけで、９ページの固定資産税であったり都市計画税であったりというワードも出てきますけれども、ここでの改正は専らそのバイクに関するものということですか。

○星尾税務課長　専らバイクに関することが改正のものとなっております。

○森本委員長　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第２号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第２号は承認されました。

以上で報告第２号の審査を終わります。

********** 報告第３号の審査 **********

報告第３号専決処分（専決第６号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第３号について質疑を希望される方はどうぞ。

○尾川委員　備前市にどの程度影響が出てくるかということについて、簡単に一口で言うとどうなるか、説明してもらえたらと。

○星尾税務課長　このたびの国民健康保険税条例の改正につきましては、所得の多い方については賦課限度額というのが定められておりますが、その賦課限度額を引き上げることによって所得の多い方からの国民健康保険税を多くもらうというものでございます。逆に所得の低い方につきましては、国民健康保険税は７割軽減、５割軽減、２割軽減という軽減の措置がございます。今回７割軽減の方については基準額は変わりありませんが、５割軽減、２割軽減につきましては減に対する判定の額を引き上げることによって少しでも多くの所得の低い方の国民健康保険税を少なく安くするというものでございます。中間層、低くもなく高くもなくという方については、昨年と変わらずの税率によって賦課されるというものになっております。

○森本委員長　ほかの方でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第３号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありということですので、挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、報告第３号は承認されました。

********** 報告第４号の審査 **********

報告第４号専決処分（専決第７号備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第４号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○石原委員　３年間延長ということで、条文にもございますけれども、この特例が適用される家屋もしくは構築物、土地、分かりやすくどういう類か。

○星尾税務課長　会社、事業者の方が備前市内に新たに土地を購入する、またはその土地に対して建物を建てる、設備投資をするというものを県のほうで地域経済牽引事業計画というものがございまして、その土地、建物を買う前に県のほうへこういうものを購入なり建てるというものを申請して、承認を受けられた場合につきましては固定資産税が３年間免除されるという制度でございます。

○尾川委員　これはもう備前市だけじゃなく全国的にこういう同じ法的になるわけじゃな。ということは、東京なんかが一極集中と言ったってこういうことをして減免されていくということになっているわけ。

○星尾税務課長　備前市独自のものではなく、全国的なものとなっております。

○尾川委員　東京に集中するということになるわけじゃな。免税措置があるわけじゃから。それで、外国人よく土地買ったりしているということになるのか。

○星尾税務課長　備前市であれば県に申請していただいて、東京とかだと都に申請する、その外国の方々がもし申請するのであれば都が承認するとかしないとかの判断は分かりませんけれども、それで承認が受けられればこの条件に該当するのであれば。

○森本委員長　ほかの方でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第４号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第４号は承認されました。

以上で報告第４号の審査を終わります。

**********　報告第５号の審査　**********

報告第５号専決処分（専決第８号備前市美術館条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第５号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○石原委員　先ほど質疑のやり取り、答弁において３月３１日の日付での専決処分がされた理由につきまして、聞いた限りでは工事の進捗に併せて条例の整備が必要となったためという御答弁、この点につきましていま一度少しもう少し分かりやすく御説明いただければ。

○川淵生涯学習課長　まず、備前市美術館条例につきましては、令和６年３月２２日に公布されております。施行日につきまして、附則で公布の日から１３か月を超えない範囲内で規則で定め

るという附則をつけて交付しております。令和６年３月２２日から１３か月といいますと令和７年４月になりまして、当初美術館の開館は４月を予定しておりましたが工事の進捗状況によりまして遅れを生じているというところで、どうしても開館の日が１３か月を超えてしまうということで、今回施行日を改正させていただくものでございます。

○石原委員　４月の閉会中の当委員会におきまして先ほどまで審査ございました報告第２から４号につきましては、４月の委員会において専決処分がなされた旨の御報告がいただけたものと記憶しておりますけれども、こちらの専決処分事項については何ら報告も、それから５月にも先週でしたか、総務産業委員会がございましたけれども、御報告なきように記憶しておるけれども、何か事情があったのでしょうか。

○川淵生涯学習課長　報告ができてなかったということで、申し訳ございませんでした。

○石原委員　専決処分に関しましては質疑等でもございましたが、やはり可能な限りは議案として議会へ提出されて議決を経てというのがもう大原則だと思う。こちらで幾らお尋ねしたところでもう２月の中旬には開館日は決定されておって、だけど、もう３月３１日の日付で、その理由としてはよくよく出てくる地方自治法１７９条第１項の規定に基づいてということで、もうこれ以上幾ら聞いたところでそれ以上のお答えは出てこないと思います。本当に非常に議員の一人としても複雑な可能な限りの議案としての審査をもってという思いは強く抱き続けますけれども、今後の行政運営においてはそういったところも改めて心に刻んでいただいてということをここでは強く求めながら、後の採決においては承認の意思表示をさせていただくことを今質疑からこれまで思いをめぐらせながら感じておるところです。３月３１日の専決につきまして加えて何か、それから今後についても何か思うところございましたら、なければもう結構ですけれども。

○川淵生涯学習課長　３月３１日の専決につきまして、まずもって御報告がなかったことは改めておわび申し上げます。今後こういったことのないように注意しながら進めていきたいというふうに考えております。

○松本委員　こういう専決、もう期限が迫ってどうのこうのとか、せっぱ詰まって委員会とか会議が開かれないとか、そういう例は今まで何回というか、よくあることですか。それとも、まれですか。今回何か物すごく目立つけど、どうなんでしょうか。

○川淵生涯学習課長　今回こういった設置条例に関して専決処分は、まれではないかというふうには考えております。ほかの案件につきましてはちょっと私のほうで全てが把握できてもおりません。そういう専決処分はないのではないかというふうには考えてはおります。

○松本委員　これから努力しますでいいかなと思うけど、やっぱり何かこの機に報告第９号も含めてですけど、こういう形でごそっとというのはなかったんですか。１件とか２件とか、どうしてもという場合はあるけど、何となく今回はこれが物すごく目立つ感じがする。今回異例ですか。

○竹林文化スポーツ部長　今回確かにこういった案件が数件同時に上がったということで、この時期にこういった大型事業が重なっているというところもあろうかと思います。また、過去にこ

ういった事例があったかどうかということまでは確実に把握はしておりませんけど、今回は工事の進捗状況等と併せて、こちらの設置条例のほうも改正をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○森本委員長　ほかの方でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第５号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第５号は承認されました。

以上で報告第５号の審査を終わります。

********** 報告第６号の審査 **********

報告第６号専決処分（専決第９号残土処分場調整池整備工事の請負契約の変更）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第６号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○石原委員　ここから３件同じような内容といいますか、工期の延長ということで、これもいずれも先ほどもございましたけれども３月３１日の専決処分ということ、思いは同じくです。いずれもですが、ここでの報告につきましては分かったのは先ほどございましたが２月頃には判明しておって議会を招集できなかった理由につきましては同じく地方自治法１７９条第１項によるもの、それから２番目の専決理由といたしまして、ここから後のいずれもでしょうけれども、業者との協議に不測の日数を要したためというお答えございましたけれども、業者との協議がまとまって具体的な工期の延長等々、いつ頃のタイミングで協議が調われたということで理解しておけばよろしいでしょうか。

○岡村建設課長　今回この残土処分場につきましては、理由としましては土質、岩盤が固くその破砕に日数が要したという状況の現場になります。その中で、協議の調整といいますのがやっぱり完成がいつになるかという、その辺の具体的な見込みというか、それを協議をするのに日数を要しております。議員御質問の時期につきましては、質疑でもお答えさせてもらっていたと思うんですが、３月３１日になります。

○石原委員　協議がなかなか進まず３月３１日、もう直前、間際になっての協議がされてのやむを得ずの専決ということで確認させていただきました。

それから、この工事も大変大規模な事業ですけれども、こういった事務的なことも分からずにお尋ねするが、年度をまたいで工期が延長されることで、工期の延長はこれでされるんでしょうけども、予算の関係は継続費でしょうから、その補正であったり繰越の取扱いとかはどうなるん

ですか。

○岡村建設課長　今回のこの残土処分場につきましては、令和５年か６年の継続費を組んで事業を実施しております。その中で、今回の理由で現場の状況の土質の状況が想定外だったということで、事故繰越という手続をしておりますが、手続上は問題ないということになります。

　先ほどの継続費が５、６年ということで、さらにそれを継続できませんので、それが１つ。それから、財源につきまして地方債を活用しております。緊急浚渫推進事業債を活用しております。これにつきましては、期間が設定されておりまして６年度までに終了することが前提とされております。一応その期間である３月３１日の竣工を目指して進めておりましたが、不測の現場状況ということで、それに従いまして事故繰越という手続をさせていただいております。

○石原委員　次の６月定例会で繰越しの報告ということで、そこへ盛り込まれて出てくるということですか。

○岡村建設課長　そういうことになります。

○石原委員　この件につきましても僕の記憶では４月の委員会で、税条例の改正については御報告をいただけましたけれども、この件たしか御報告いただけなかったかなと、何かそのあたりも振り返っていただいてお話しいただけるようなことがあれば、振り返っていただいてのお考えをお聞かせいただければ。

○岡村建設課長　報告のタイミングになりますが、その時点ではまだ請負業者との協議とか、その辺行っておりまして、すみません、４月以降の話です。そのタイミングで報告すべきであったとは思います。今後そういうタイミングで報告するようにしてまいりたいと思います。

○石原委員　先ほど美術館の条例でも、あれは開館日に関する条例改正でしたけれども、こういった形で先ほど部長の御答弁で過去の事例はということで、そもそもの工期が３月３１日までだったものを最終日の３月３１日での専決処分で工期の延長という案件は覚えがないとはおっしゃったけれども、やはり御記憶ございませんか、実際の事例。

○梶藤産業建設部長　私自身の記憶がないですけど、今回先ほど課長が言いましたように事故繰越という措置をさせていただいております。この事故繰越というのは、災害が起こったり工事現場でかなり予期せぬ事態が起こったときにする繰越しの場合があります。その場合、全国的に見ても事故繰越という制度で繰越しというのが認められております。そういう場合に、例えば議会終了後とか、例えば３月二十何日に終了してそれまでの間にそういうものが原因で起こったとかという場合につきましては事故繰越で専決というのも全国的にはあるとは考えております。

○石原委員　先ほどの案件にも相通ずるところ、それからこれ以降の２件にも共通するところですけれども、専決の在り方について、それからこれを我々議員もそうですけれども、市民の皆様方、この日付で専決がされたことを見たときに、やはりできますならば可能な限り少しでも機会があれば専決の在り方についていま一度しっかりと、これ市長がなすものですから、いま一度専決についてはしっかりそのありようについて肝に銘じていただいて市長と一丸となって進めていただければということを要望でお伝えさせていただきたいと思います。

○尾川委員　いろいろ遅れるということになるけど、計画どおりでいってない、国から補助金をもらったりしていっていると思う、単独事業じゃなしに。そのときに、国に対しての言い訳、事故繰越とかということで言い逃れできるわけ。

例えば補助金もらうときに期限超えて使って、そんなん認められない。市が補助金を出すときに難しく言って、個人には、あるいはグループにも。国に対して市がやることについてはそういうことで遅れたりして補助金がもらえるという、どうも矛盾している。事故繰越じゃ、専決じゃとか言っているけど、結局そのあたりはどういうふうに考えて運用されとんかなと。

○梶藤産業建設部長　繰越しには、明許繰越しと事故繰越があります。私たちがつくった言葉ではなしに、繰越しの中で明許繰越しと事故繰越があります。委員おっしゃられたように、基本的に補助金というのは通常だったら年度内でする事業についての補助金という形ではあります。その中で、今回も国、県に相談しながら、こういう繰越しの作業を進めております。やっぱりそれ相当の理由をこちらからお話しして国、県に認められて繰越しでいっているというふうに御理解いただけたらと思います。

○尾川委員　個人が備前市民がいろんな補助金をもらうときに、そういう場合は認める、要するに道というのは考えとられないのかを言っているわけじゃ。国が認めて市は認めてもらえて何とかしてもらっているけど、個人になったらなかなか厳しいから期限過ぎたりして何とか繰越しとかというたって、認められない場合が多いと思う。そういうことからこの議案というのはどんなかなということを疑問に思うということを言っているわけじゃ。それに対して何かあったら答弁して。

○梶藤産業建設部長　補助金それぞれいろんなものがあると思いますので、一概に言えるかどうかというのはあります。その中で、単なる事務的に作業が遅れているということで、補助金の申請遅れましたとかというのはなかなか難しいのではないかと考えます。その中で、遅れるなりに理由がある場合はやっぱり市側と、それは話をする必要があるのかなと思います。私どもが国、県に話するのと同じように、あらかじめいろいろなお話をしていく中で最終的に補助金を出せる出せないという話になるのかもしれませんけど、基本的にはそれぞれの補助を出す側との交渉になってくるのかなと考えております。

○尾川委員　要するに件数が多い。種類は違うし、内容は違うし、美術館にしてもそうじゃし、３月末エンドでやっとったのが遅れてきている。何かついて集中して市の力が限界を超えて仕事しているということは言えるのかも分からないけど、その辺何かあったら。

○梶藤産業建設部長　この３つの事業につきましては、それぞれが残土につきましては緊急浚渫推進事業債、そのほかにつきましては合併特例債の活用をしております。その辺の起債の活用の関係で、こちら今回事故繰越という制度を使いながら専決処分という形になっているということは御理解いただけたらと思います。

○森本委員長　ほかの方でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第６号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第６号は承認されました。

以上で報告第６号の審査を終わります。

********** 報告第７号の審査 **********

報告第７号専決処分（専決第１０号備前焼ミュージアム新築工事の請負契約の変更）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第７号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○石原委員　こちらももう内容としては同じでしょうけれども、工事工期延長につきまして何か特に御説明を加えるべきことでもあれば、またお示しいただけることでもあればお聞かせいただければ。

○井上都市計画課長　備前焼ミュージアム新築工事の事故繰越の理由といたしましては、大阪・関西万博とか県内大型工事がかなり並行して動いている中で職人の手配等にかなり時間がかかったこと、また工事期間中に台風接近等がございましてコンクリート打設のタイミングの調整に時間を要したことにより２か月の工期延期をしたことの原因に伴いまして事故繰越とさせていただいております。

○森本委員長　ほかの方でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第７号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第７号は承認されました。

以上で報告第７号の審査を終わります。

********** 報告第８号の審査 **********

報告第８号専決処分（専決第１１号旧アルファビゼン第２期改修工事の請負契約の変更）の承認を求めることについての審査を行います。

報告第８号について質疑を希望される方はどうぞ。

○石原委員　こちらも工期延期の判明したのが先ほどの２件と同じような時期、それから専決の

理由につきましても同じような理由ということで、何かほかにこちらの工事で特筆すべき点等ございましたらお教えいただければ。

○井上都市計画課長　こちらの工事につきましても、先ほど御説明させていただきました気象による条件の変更でありますとか、職人の手配等の状況、作業等の段取り等の遅れにつきまして延期したものとなります。

○尾川委員　報告第６号、７号、ほかも本質的には私感じるには同じかなと思う。結局あと続いているというと図書館の問題があると思うけど、担当者とすれば一生懸命やってくれとって、理由はそういうことで。こういう事案から学ぶことというのは何なんかなと思って。市民とすれば期待感があるわけじゃ。例えば美術館にしても４月１２日のチラシが出て開館すると、中には否定的な意見もあるけど、私は期待しとった。ほんなら７月になります、７月もどんなになるかというようなことになってくるので、何かこういう事案から学ぶというか、今度は図書館についてはこういうふうに対応するとか、市として、担当者とすればいろいろ担当違うし、部署が違うし、いろいろ同じ懸案でも違うかもしれないけど、そのあたり部長どういうふうにお考えか、説明してもらえたら。

○梶藤産業建設部長　こちらの特に箱物の大型案件につきましては、やっぱり合併２０周年というものを目指してきているという部分が大きかったと思います。その部分について、当初からそれを目指すということが根底にあったというふうには考えております。建築工事で一番難しいのはやっぱり工程ですけど、当初例えばちょっと余裕を持って工程を取ろうとかという考えも一つあると思います。その中で、建築工事は工程を延ばすとその分建設費も上がると、もう積算上上がるということが明らかなので、それを前もって長めに取るのは非常に難しいということで、なるべく基本的には工程をしっかり作成して、それにのっとって積算して発注するという形になっておりますので、どうしても余裕を持った工期をもって発注というのができてないのが実情だと思います。今後も、なかなか現場の作業員等について余裕を持って作業員当てられるというような傾向もまだまだ見えません。その中で、工程の見直しとか効率よい作業の仕方とかというのを現場と担当者と一緒になって進めていくというのがもう基本になるかなと考えております。

○尾川委員　工程を長く取ったから予算が高く、結局後から長くしたら１か月も２か月も３か月も遅れとる、その分ただでしてくれないでしょう。幾ら契約していても、追加工事になってくるから、そんな甘いもんじゃねえと思う。結局、工期をきちっと取っとったほうが割安になると思うけど、今の論法だとおかしいと思うけど。

○梶藤産業建設部長　今回の工事につきまして、この議案でも工期しか議案では上げてないと思います。今回の議案で、金額を追加して変更の議案では上げてないと思います。これはなぜかといいますと、当初契約の段階から施工請負業者と３末の工期というのは非常に私たちどもは厳守していると、その中で極力業者としても守ってくれと、業者としてもそれを守ってするという確約の基に工事を進めてまいりました。その辺がありますので、最終的に３月３１日になるまで私どもは極力早く済ませてほしいと、業者のほうはある程度の日程を見てほしいというせめぎ合い

の中でなかなか工期が決まらなかったという部分がありまして延びております。その中で、業者のほうと話をしまして、通常でしたら工期を延ばして工事をする場合は工期分の費用がかかります。その部分を業者としても工期の遅延というものもありますので、その分も加味しまして今回はその部分は工事費増にならない形で協議を進めて今回に至っているということでございます。

○尾川委員　それやったっていろいろ逃げ道があるから、あんまり話したって限界があるけど、ただこちらとすればできないものを契約しといて、そういう見込みで金はかからないと、追加で何か月かかって職人が来ているから、それも払ってもらえばいいと言うかもしれない。そういうわけにいかない。作業してないから払う必要はないけど、全体的な工期が遅れるということはコストがかかっていると思う、それはやり取りしたってしょうがないけど。アルファビゼンでもいつ開くか分からない、引っ越ししないといけないしと言うたりして、実際現場はいつ引っ越しするか、引っ越しするといっても大ごとなわけじゃ。いつ開館するのかというて、市民はいつならということになってくる。当てにならんなというて。壊すという話をしてきているわけだから、それで混乱しているわけじゃから、その混乱をどういうふうに回収していくかということを話してもらえたらと思う。

○梶藤産業建設部長　今回議案で出させてもらった工期に向けて、現場と担当と管理者一体になってもう進めていくということでやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○森本委員長　ほかの方でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第８号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第８号は承認されました。

以上で報告第８号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午後１時４７分　閉会